

私たちの「まち」をきれいに 喫煙マナーを守りましょう！

「東久留米市ポイ捨て等の防止及び路上喫煙の規制に関する条例」が3月1日から施行されました。



この条例の目的は、市民の皆さんや事業者、市が協力し、ポイ捨て等を防止することにより、私たちのまちの美化の推進を図るとともに路上喫煙を規制することによって快適かつ安全な生活環境を確保するものです。

具体的な内容としては、公共の場所等において、「たばこの吸殻」「チューインガム」「飲み物の空き缶」などをみだりに捨てたりすることを禁止し、路上や駅前広場等の公共の場所における喫煙は携帯灰皿を携帯するなど、マナーを守ることや他人の建物、塀そのほかの工作物に落書き防止することが挙げられます。

今後、市では路上喫煙禁止区域の設定や市民、事業者の協力を得て、私たちの住むまちの美化を推進していきます。皆さんのご協力をお願いします。詳しくは環境緑政課 ☎70・7753へ。

福祉会館は5月7日をもって閉館します

福祉会館は昭和45年11月に閉館し、これまで市民の福祉の向上に大きな役割を果たしてきましたが、5月7日(日)をもって閉館します。閉館後は、6月1日(木)に閉館する中央町地区センター内の老人福祉センターおよびコミュニティ施設としての会議室をご利用ください。なお、社会福祉協議会事務局と休日診療所等は5月8日(月)にオープンする「わくわく健康プラザ(滝山4-3-14)」に移ります。

中央町六丁の旧市役所庁舎跡地の一部に建設を進めていた「中央町地区センター」が、市内で8番目の地区センターとして6月1日(木)に開館します。

この地区センターは、老人福祉センターとして、高齢者の交流・憩いの場を利用できるように、集客室、娯楽室、相談室を設置しました。また、地域のコミュニティ施設として、会議室(4室)と和室も併設しました。

地区センターの管理運営は指定管理者として社会福祉法人東久留米市社会福祉協議会が行います。

老人福祉センターとしての利用方法
老人集客室や老人娯楽室の利用は、ほかの地区センターと同様で、市内に居住する60歳以上の方ならだれて午前9時～午後5時に無料で利用できます。

利用する場合は利用証がなくても構いません。

一定額を超えた医療費は払い戻します

福受給者の方が、病院などに掛かったときに窓口で負担する医療費の額(一部負担金)が、下表の自己負担限度額を超えた場合、その超えた金額を高額医療費として後日払い戻します。

【申請方法】該当する方に「高額療養費のお知らせ」申請書を郵送しますので、必要事項を記入して、介護福祉課医療係(市役所1階)へ申請してください。一度申請して

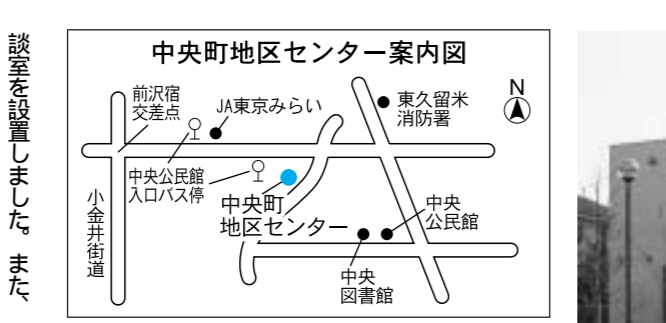
福受給者の1カ月の自己負担限度額

区分	自己負担限度額		世帯の限度額
	外来(個人)	入院(個人)	
一般受給者	月額上限 12,000円	月額上限 40,200円	1カ月 40,200円
	低所得者注)	月額上限 8,000円	月額上限 24,600円

(注)事前に申請して認定証の交付を受け、医療機関へ提示することが必要になります

高齢者向け福祉機能と コミュニティ機能を併せ持つ 中央町地区センター 6月1日に開館

中央町六丁の旧市役所庁舎跡地の一部に建設を進めていた「中央町地区センター」が、市内で8番目の地区センターとして6月1日(木)に開館します。



この地区センターは、老人福祉センターとして、高齢者の交流・憩いの場を利用できるように、集客室、娯楽室、相談室を設置しました。また、地域のコミュニティ施設として、会議室(4室)と和室も併設しました。

地区センターの管理運営は指定管理者として社会福祉法人東久留米市社会福祉協議会が行います。

老人福祉センターとしての利用方法
老人集客室や老人娯楽室の利用は、ほかの地区センターと同様で、市内に居住する60歳以上の方ならだれて午前9時～午後5時に無料で利用できます。

利用する場合は利用証がなくても構いません。

農業振興計画

都市農業の発展を目指し10年ぶりに策定された「東久留米市農業振興計画」は18年度(2018年度)の5カ年計画で、東久留米市の農業の発展を明らかにし、市民の期待に応えられる都市農業の発展の方向を明らかにし、長期的視点に立つて施策を推進する。

条例の概要

【目的】商店街が地域経済および地域社会の発展に果たす役割の重要性にかんがみ、商店街における商業等の活性化を図り、もって地域経済の健全な発展および市民生活の向上に寄与することを目的とする。

【基本理念】商店街の活性化を図るため、地域と連携して商店街の活性化に努める。事業

【商店会】事業者、市の責務をおよび市民の協力を図る。商店街の活性化に努める。事業

【商店会】事業者、市の責務をおよび市民の協力を図る。商店街の活性化に努める。事業

【商店会】事業者、市の責務をおよび市民の協力を図る。商店街の活性化に努める。事業

【商店会】事業者、市の責務をおよび市民の協力を図る。商店街の活性化に努める。事業

【商店会】事業者、市の責務をおよび市民の協力を図る。商店街の活性化に努める。事業

【商店会】事業者、市の責務をおよび市民の協力を図る。商店街の活性化に努める。事業

東久留米市商店街における 商業等の活性化に関する条例を制定

活気ある商店街を目指して！

景気回復があまりなく実感できない中、市内中小細小企業はその経営を維持できなくなることが、大変厳しい状況にあります。



【商店街を組織する団体】と、商店街振興組合法、中小企業協同組合および中小企業団体の組織に関する法律により設立された団体を行います。

【商店街を組織する団体】と、商店街振興組合法、中小企業協同組合および中小企業団体の組織に関する法律により設立された団体を行います。

【商店街を組織する団体】と、商店街振興組合法、中小企業協同組合および中小企業団体の組織に関する法律により設立された団体を行います。

【商店街を組織する団体】と、商店街振興組合法、中小企業協同組合および中小企業団体の組織に関する法律により設立された団体を行います。

【商店街を組織する団体】と、商店街振興組合法、中小企業協同組合および中小企業団体の組織に関する法律により設立された団体を行います。

【商店街を組織する団体】と、商店街振興組合法、中小企業協同組合および中小企業団体の組織に関する法律により設立された団体を行います。

ご利用ください 中小企業への 各種資金融資

詳しくは産業振興課労働工係 ☎70・7743へ

中小企業への融資制度一覧 18年4月1日現在

制度・条件	融資要件	融資対象	融資限度額	利率	融資期間
運転資金	個人の場合は、市内に引き続き1年以上住所を有し、かつ事業所を市内または隣接5市に有すること。法人の場合は、市内に引き続き1年以上本店所在地を有すること	事業に必要な原材料の仕入金および給料の支払いに必要な資金等の流動的な資金	500万円	1875% 本人125% 市支給0.625%	5年以内 (据え置き3カ月を含む)
設備資金	同一事業を引き続き1年以上営んでいること	店舗、工場または倉庫の増改築および機械器具等の購入に必要な資金	700万円	1875% 本人0.945% 市支給0.93%	7年以内 (据え置き6カ月を含む)
ボーナス資金	同一事業を引き続き1年以上営んでいること	従業員の夏季または冬季の一時金支払いに必要な資金	200万円	1875% 本人0.945% 市支給0.93%	6カ月以内 (据え置きなし)
公害防止設備資金	工場等において、公害防止に必要な設備を行うための資金	工場等において、公害防止に必要な設備を行うための資金	700万円	1875% 本人0.945% 市支給0.93%	8年以内 (据え置き1年を含む)
商店街振興資金	東京信用保証協会または、東京都農業信用基金協会の保証を得られること	街路灯、アーケード、駐車施設、従業員厚生施設、その他共同事業に必要な資金	3000万円	1875% 本人0.945% 市支給0.93%	10年以内 (据え置き1年を含む)
新規開業運転資金	上記・・・および、市内に引き続き2年以上住所を有する方 同一企業に5年以上勤務し、市内で同一事業を営もうとする方、または法律に基づく資格を有する方で、その事業を創業する方	事業を新規に開始(事業を開始して1年未満の方も含む)するために、必要な原材料および商品の仕入金ならびに給料の支払いに必要な資金等の流動的な資金	300万円	1875% 本人125% 市支給0.625%	5年以内 (据え置き6カ月を含む)
不況対策緊急資金	上記・・・および、最近3カ月間または1年間の売上高(生産高)が、前3年のいずれかの同期と比較して10%以上減少していること	運転資金(事業に必要な原材料の仕入金および給料の支払いに必要な資金等の流動的な資金)	500万円	1875% 本人0.945% 市支給0.93%	5年以内 (据え置き1年を含む)

返済方法は、いずれの制度とも割賦償還。

大規模小売店舗へ出店する中小企業事業者への融資制度一覧 18年4月1日現在

制度・条件	融資要件	融資対象	融資限度額	利率	融資期間
大規模小売店舗出店用運転資金	市内の大規模小売店舗に出店すること 個人の場合は、市内に引き続き1年以上住所を有すること。法人の場合は、市内に引き続き1年以上本店所在地を有すること	出店に伴う、事業に必要な原材料の仕入金および、給料の支払いに必要な資金等の流動的な資金	500万円	1875% 本人0.625% 市補給1.25%	5年以内 (据え置き3カ月を含む)
大規模小売店舗出店設備資金	同一事業を引き続き1年以上営んでいること 市税の納税義務者であって、すでに納期の経過した分の市税を完納していること 適切な事業計画を有し、返済見込みが確実であること 東京信用保証協会または、東京都農業信用基金協会の保証を得られること 出店契約書等確認の取れる書類を添付すること	出店に伴う、機械器具等の購入に必要な資金	700万円	1875% 本人0.625% 市補給1.25%	7年以内 (据え置き6カ月を含む)

大規模小売店舗とは、一つの建物であって、その建物内の店舗面積(小売業を行うための店舗の用に供される床面積)が1,000㎡を超えるものをいいます。返済方法は、いずれの制度とも割賦償還。

国民年金

18年度の国民年金保険料と年金額は、急激な高齢化に対応し、年金を支える側と受け取る側(年金受給者)を両立させるため、17年度から29年度まで毎年月額280円引き上げられることになっていきます。そのために、18年度の国民年金保険料は、月額1万3860円となります。

物価の伸び(消費者物価指数の変動率)に応じて年金額が改定される仕組みになっています。17年度の年平均の消費者物価指数が対前年比マイナスイナス・3.6%であったため、18年度の年金額は、65歳以上の障害基礎年金(旧法による障害年金も含む)の受給権者は、障害基礎年金を受給しながら老齢厚生年金または遺族厚生年金を併給することができるようになりました。

年金を受給している方は、障害を有しながら勤務して自ら厚生年金保険料を納付し、年金を納付したことが、年金給付に反映しにくい仕組みとなっていました。18年4月からこれを改正し、65歳以上の障害基礎年金(旧法による障害年金も含む)の受給権者は、障害基礎年金を受給しながら老齢厚生年金または遺族厚生年金を併給することができるようになりました。

年金を受給している方は、障害を有しながら勤務して自ら厚生年金保険料を納付し、年金を納付したことが、年金給付に反映しにくい仕組みとなっていました。18年4月からこれを改正し、65歳以上の障害基礎年金(旧法による障害年金も含む)の受給権者は、障害基礎年金を受給しながら老齢厚生年金または遺族厚生年金を併給することができるようになりました。

市民伝言板

なご(72・5243)へ
ボウリング、下口音楽会、歌会、スズル成美)毎月第一、第三木曜日の午後1時～3時、成美教育文化館へ入会費0円、会費750円、詳しくは電話72・7222へ
少年野球クラブ、毎月第三土曜日の午後1時～4時、成美教育文化館へ入会費1000円、会費800円、初心者歓迎、詳しくは電話72・3075へ
少年サッカー(東久留米市カブ)毎週土曜日の朝日西小学校、都立南米野中学校、釜谷小、南米野小学校へ入会費2000円、会費2000円、小学生・中学生・高校生まで、詳しくは電話72・3000へ
6月5日(土)4300円、詳しくは電話72・0944へ

創立20周年記念ダンスパーティ(泉の会)4月23日(日)午後7時半～9時半、入会費2000円、会費1700円、詳しくは電話72・7222へ
ボウリング、下口音楽会、歌会、スズル成美)毎月第一、第三木曜日の午後1時～3時、成美教育文化館へ入会費0円、会費750円、詳しくは電話72・7222へ
少年野球クラブ、毎月第三土曜日の午後1時～4時、成美教育文化館へ入会費1000円、会費800円、初心者歓迎、詳しくは電話72・3075へ
少年サッカー(東久留米市カブ)毎週土曜日の朝日西小学校、都立南米野中学校、釜谷小、南米野小学校へ入会費2000円、会費2000円、小学生・中学生・高校生まで、詳しくは電話72・3000へ
6月5日(土)4300円、詳しくは電話72・0944へ

なご(72・5243)へ
ボウリング、下口音楽会、歌会、スズル成美)毎月第一、第三木曜日の午後1時～3時、成美教育文化館へ入会費0円、会費750円、詳しくは電話72・7222へ
少年野球クラブ、毎月第三土曜日の午後1時～4時、成美教育文化館へ入会費1000円、会費800円、初心者歓迎、詳しくは電話72・3075へ
少年サッカー(東久留米市カブ)毎週土曜日の朝日西小学校、都立南米野中学校、釜谷小、南米野小学校へ入会費2000円、会費2000円、小学生・中学生・高校生まで、詳しくは電話72・3000へ
6月5日(土)4300円、詳しくは電話72・0944へ

なご(72・5243)へ
ボウリング、下口音楽会、歌会、スズル成美)毎月第一、第三木曜日の午後1時～3時、成美教育文化館へ入会費0円、会費750円、詳しくは電話72・7222へ
少年野球クラブ、毎月第三土曜日の午後1時～4時、成美教育文化館へ入会費1000円、会費800円、初心者歓迎、詳しくは電話72・3075へ
少年サッカー(東久留米市カブ)毎週土曜日の朝日西小学校、都立南米野中学校、釜谷小、南米野小学校へ入会費2000円、会費2000円、小学生・中学生・高校生まで、詳しくは電話72・3000へ
6月5日(土)4300円、詳しくは電話72・0944へ

なご(72・5243)へ
ボウリング、下口音楽会、歌会、スズル成美)毎月第一、第三木曜日の午後1時～3時、成美教育文化館へ入会費0円、会費750円、詳しくは電話72・7222へ
少年野球クラブ、毎月第三土曜日の午後1時～4時、成美教育文化館へ入会費1000円、会費800円、初心者歓迎、詳しくは電話72・3075へ
少年サッカー(東久留米市カブ)毎週土曜日の朝日西小学校、都立南米野中学校、釜谷小、南米野小学校へ入会費2000円、会費2000円、小学生・中学生・高校生まで、詳しくは電話72・3000へ
6月5日(土)4300円、詳しくは電話72・0944へ